

発議第3号

主要農作物種子法にかわる新たな法律の制定を求める意見書

2016年10月に規制改革推進会議農業ワーキング・グループは、「国は民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築するために、地方公共団体のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」と提起していました。そして、主要農作物種子法は、2018年4月1日をもって廃止されました。

しかし、廃止された種子法は、国民の食糧である米や大豆、麦といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律でした。

同法のもと、都道府県はそれぞれの気象や土壌条件に合わせた稲、麦、大豆の奨励品種を決めて、原原種・原種の種子を増やし、農家に安定的に安価な種子を供給してきました。国は、そのために農業試験場などに財政支援をしてきました。

国内で生産される稲の種子は100%自給です。南北に長い日本では地域の特性に合わせて栽培しやすく、おいしいお米が時間と労力をかけて開発されており、その数は約300品種にのぼります。こうした種子は、最も基礎的な農業生産資材、かつ大切な遺伝資源であり、多様性があることから、地域に合った品種が各地で作られ、気候変動にも対応できました。

しかし、種子法廃止で、日本で伝えられてきた多くの伝統的品種の種子が、世界の多国籍企業の画一化したものになっていくことが懸念されます。

よって、国会及び政府においては、国民の食糧安定確保のため、種子を国民の共有財産として、守り、次世代に引き継いでいくために、主要農作物種子法にかわる新たな法律を制定されるよう強く要望します。